



<論説>東大阪における耕地整理：
中河内郡西六郷村耕地整理組合の場合

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 定義 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002042

東大阪における耕地整理

——中河内郡西六郷村耕地整理組合の場合——

藤 井 定 義

一、はじめに

今日、東大阪市内には、明治末年から施工され、大正と昭和の初年にかけてほぼ工事が完了した耕地整理の竣工記念碑を見かけることがある。⁽¹⁾しかしそれが何を物語っているかということになると、立派なものを建てたものだとか、金のかかったであろうにというぐらいなものである。だがそれをなぜ建てたかということになると、一つには事業の重大さを示すためであったであろうが、やはりそれ相応に理由があるはずである。しかもその碑が現在本市域には、少なくとも一四、五も点在しているということになれば、耕地整理とは一体どういう事業であったろうかという疑問がおこってくるのである。

そこで本稿は、ひとまずこういう記念碑を建てた側の観点から、耕地整理事業についてみることにした。しかしこれらの石碑が残存しているにもかからわず、いざ耕地整理とはということになると、その事業の実態を把握する資料がなかなかみつかからない。たまたま採訪することのできた大阪府中河内郡西六郷村^{にしろくごう}耕地整理組合関係資

料を中心に、本市域の耕地整理事業を跡づけることにした。使用した資料は、主として岩崎太郎・藤戸弥男両家所蔵にかかる西六郷村耕地整理組合の各年度収支決算書および事業報告書である。

(1) 記念碑については「東大阪市の石碑」(東大阪市史資料第二集)を参照されたい。

二、耕地整理の目的

耕地整理は明治三十二年法律第八二号「耕地整理法」⁽¹⁾に基づいて施行されたものであるか、その第一条によれば、「本法に於て耕地整理と称するは、土地の農業上の利用を増進する目的を以て、本法に依り左の各号の一に該当する事項を行ふを謂ふ」

とあるから、耕地整理とは土地の農業上の利用を増進するために、いかえれば土地の生産性を高めるために従来の耕地を整理することに目的があったことになる。

この目的達成のための整理事業といえば、同法は次のようにこれを定めている。

「一、土地の交換分合開墾、地目変換其の他区画形質の変更、湖海の埋立、干拓若は道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等の変更廃置又は之に伴ふ灌漑排水に関する設備若は工事

二、前号の事項施行の為若は施行の結果必要なる工作物の設置其の他の設備又は其の維持管理

三、開墾又は湖海の埋立若は干拓に依る耕地整理に付随して行ふ整理施行地の利用に関する必要なる工作物の設置其の他の施設

四、前三号の事項に関し必要あるとき国、道府県、市町村其の他公共団体の認可を得て行ふ営造物の修繕」

法律上では右述のような意味で、この事業が行なわれたのである。当地方について具体的にこの目的をいえば

大越勝秋氏は「中河内地区のうち東大阪では、生駒山脈西麓まで広範囲に、明治末期～大正期～昭和期にかけ耕地整理がみられたのは、大和川の支流がよく水害になやまされ、水路改修、それと関連して土地区画整理ということが考えられる外、農村社会に荷車の普及発達のため、農道を今までより幅広くする必要があった。」⁽²⁾ ためと述べておられる。また「中河内郡加美・巽・長瀬三ヶ村聯合耕地整理事業誌」⁽³⁾によれば、早魃にそなえて用水源の確保・用水路の完備のため「電力を以て淀川の無限の水を逆派せしめ」、排水路を新設して「完全なる排水工事を施し、不毛の水田を肥沃なる良田に化せしめ」、そして道路の新設改廃・耕地区画の改正して「耕地には縦横に車を通ずるの道路を設け、農産物の運搬及民衆の交通を便にし、三ヶ村の往来を容易ならしめ、相互に発展を図る」にあったと記している。したがって水害あるいは早魃に備えて、灌漑の便をよくして農業生産力をあげる一方、交通の便をよくするところに、この事業の行なわれた目的があったということになる。

(1) 本法律は、その後数回改正され、昭和二四年八月四日廃止された。

(2) 大越勝秋「河内地方における耕地整理・土地区画整理区域」(立正地理学会「地域研究」第二一号)。

(3) 木村小筠編「中河内郡加美・巽・長瀬三ヶ村聯合耕地整理事業誌」一～四頁。

三、東大阪市内の耕地整理組合

大阪府下における耕地整理は、明治三七年中河内郡北江村大字鴻池・北河内郡諸堤村大字三島から開始され、以後大阪府は専門の技術員をおき、測量設計をなし、年々工事費を補助し、また奨励するようになり、漸次発展し、本市域で前記の鴻池をはじめ大戸、西・東六郷、楠根、菱江などの諸村において耕地整理が開始された。⁽¹⁾ 耕地整理法により本市内に設立された耕地整理組合は次表のとおりである。⁽²⁾

第1表 東大阪市域における耕地整理組合一覧表

名 称	地 積 反	設立または 施行年月日	事業完了または 解散年月日	事業目的
大阪府楠根川沿岸耕地整理組合	7,508.224	大 8. 4. 19	昭27. 3. 20	
布施耕地整理組合	1,651.319			
布施村太平寺耕地整理組合	10.8町	大14. 1. 21	昭 5.10.19	区画整理 水路改廃
布施村岸田堂1人施行	50.320	大14. 1. 26	昭 5.	
布施村小路耕地整理組合				
高井田村森河内耕地整理組合	78.106	昭12. 3. 19		区画整理 揚水機設置
高井田村高井田耕地整理組合	1,277.112			
楠根耕地整理組合	574.503	大 3. 4. 25	大 4. 3. 20	区画整理 揚水機設置
意岐部村御厨耕地整理組合	123.602	大15. 9. 14		
小坂村下小坂耕地整理組合	373.702			
小坂村上小坂耕地整理組合	159.928			
長瀬村横沼耕地整理組合	162.017	昭 5. 9. 8	昭27. 8. 3	区画整理 灌溉排水設備
長瀬村第一耕地整理組合	65.022			
長瀬村第二耕地整理組合	94.120			
長瀬村第三耕地整理組合	304.319			
長瀬村第四耕地整理組合	448.320			
五百石耕地整理組合	478.820	昭 9.11.22	昭14.	区画整理 灌溉設備 道水路改
東用水組耕地整理組合	2,573.610	大14. 7. 11	昭27. 7. 31	
楠根川沿岸第二耕地整理組合	1,034.124	大14.11. 7	昭25.10.10	区画整理,開墾 道水路改廃
楠根川沿岸第三耕地整理組合	1,363.615	昭 4. 1. 14	昭25. 5. 26	揚水機設置
巽・加美・長瀬三カ村連合耕地整理組合	6,850.927	昭 2. 9. 6	昭14.	区画整理
北江村鴻池耕地整理施行地区	257町	明37. 5. 19	大14. 5. 11	
盾津村加納第一耕地整理組合	368.208	昭 7. 5. 10		
西六郷耕地整理組合	147.2町	大 3.11.27	大13. 6. 1	
菱江耕地整理組合	872.428	大 8. 5. 23	大11	
東六郷第一耕地整理組合	309.224	大10. 5. 16	昭27. 5. 20	
吉田耕地整理組合	798.929	大12. 4. 7	昭27. 5. 20	
英田村水走耕地整理組合	804.400	大13. 9. 9	昭24. 4. 22	
英田村西向耕地整理組合	91.027	昭 7.12. 9	昭27. 8. 3	
英田村東向耕地整理組合	360.000	戦時中実施		水路のみ
若江村耕地整理組合	840.605	昭 8.12.11	昭27.	道水路改廃
大戸村植付耕地整理組合	32.4町	明43. 1. 27	明44. 2. 11	
池島耕地整理組合	1,030.000	明 治 末		

東大阪における耕地整理

(1) 「中河内郡誌」一三九頁。

(2) 大越勝秋編「大阪府下耕地整理組合・土地区画整理組合一覽表」による。

四、西六郷村耕地整理組合規約⁽¹⁾

次に耕地整理事業の内容を知るために設立当初の西六郷村耕地整理組合の規約全文を紹介する。これによって耕地整理の目的をはじめ、組合の任務・運営などが明らかになるからである。

西六郷村は旧河内市に属し、盾津地区の西部・本庄・横枕・中野の四地区を指し、かつては灌漑の便悪く、水運に悩まされたところであった。そのため大正元年二十箇水利組合と十六箇水利組合が耕地整理を断行することになり、三年一月両水利組合のもとに、西六郷村耕地整理組合が設立された。そしてただちに整理事業に着手し、七年度においてその一部整理設計の変更を行なったが一三年度には工事完了し、昭和三年二月に換地処分認可を受け、翌四年中に登記及び地価配賦をも終わり、ここにその目的事項を完成した。その後の組合の任務は、揚水機及び灌漑・排水に関する維持管理に当たることになる。ところが地区内に飛行場並びに練兵場が設けられ、さらに産業道路の新設、工場その他の建築などにより、土地の状況が著しく変化したので、ついに一六年三月末をもって耕地整理組合は解散することになった。⁽²⁾ただ受益関係者が耕地組合を組織して、残存耕地の灌漑・排水並びに宅地の耕水に関する事項を行なうことになり、その目的を完了したのである。

中河内郡西六郷村耕地整理組合規約

第一条 本組合ハ設計書及ビ規約ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項を行フ

一、土地ノ交換 分合 開墾 地目変更 区画形質ノ変更 道路堤塘畦畔 橋梁 溝渠ノ変更廢置並ニ排水ニ関スル設備及ビ工事

二、工作物ノ設置其他ノ設備及ビ維持管理

第二条 本組合ハ中河内郡西六郷村耕地整理組合ト称ス

第三条 本組合ノ事務所ハ中河内郡西六郷村字本庄ニ置ク

第四条 本組合ニ組長壹名 組合副長貳名 評議員拾名ヲ置ク

第五条 組合長組合副長及ビ評議員ハ耕地整理法施行規則第四十五条ノ場合ヲ除ク外組合会ニ於テ之ヲ撰挙ス

第六条 組合長組合副長及ビ評議員ノ任期ハ三ケ年トス 但シ再撰ヲ妨ゲズ

補欠撰挙ニ依リ就任シタル組合長組合副長及ビ評議員ハ前任者ノ任期ヲ継承ス

組合長組合副長及ビ評議員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄仍其職務ヲ行フモノトス

第七条 組合長事故アル時ハ年長順ニヨリ組合副長其ノ職務ヲ代理スルモノトス

第八条 組合長ハ耕地整理法第六拾壹条第壹号乃至第四号第六号第八号ノ事項ニ付總會總會議又ハ組合会ノ表決ヲ經ントスル時ハ予メ評諸員会ニ諮詢スベシ

第九条 本組合会ヲ置ク組合會議員拾五名トス

第十條 組合會議員ノ任期ハ三ケ年トス

第六條第一項但書第二項ノ規定ハ組合會議員ニ之ヲ準用ス

第十壹條 組合會議員ノ撰挙ヲ行フニハ組合長ハ撰挙ノ日ヨリ少クモ五日前ニ撰挙スベキ議員ノ數撰挙ノ日時及ビ場所ヲ記載シテ各組合員ニ通知ヲ發スベシ

第十貳條 組合會議員ノ撰挙ハ組合長又ハ組合副長之ヲ管理シ評議員貳名以上ノ立会ヲ以テ之ヲ行フ

第十參條 組合會議員ハ組合員連記名投票ニヨリ之ヲ互撰ス 其得票同數ナル時ハ年長順ニヨリ同年ナル時ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム 第十五條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十肆條 總會ニ於テ組合員ノ有スル表決權ハ各壹個ノ外其所有スル土地ノ面積五反步超過スルモノニハ其超過面積五反步迄

每ニ壹個ヲ加フルモノトス

但シ壹人ノ有スル表決權數ハ表決總權數ノ五分ノ壹ヲ超フル事ヲ得ズ

第十伍條 左ニ揚グル事項ハ評議員会ニ於テ之ヲ議決シ但總會ノ議決ニ代フルモノトス

- 一、經費ノ収支予算ヲ定ムル事
 - 二、組合費ノ分賦収入ニ関スル事
 - 三、耕地整理施行規則第二十二條ニ依ル収支決算書ヲ承認スル事
 - 四、地区ノ拡張及ビ縮少ニ関スル事
 - 五、訴願訴訟及ビ和解ニ関スル事
- 第拾六條 本組合ニ工事を會計庶務ノ三職ヲ置ク 各掛ノ事務ハ組合長ノ定ムル処ニヨリ組合副長又ハ評議員之ヲ分掌ス
- 第拾七條 工事掛ニ於テハ設計書ニ定メタル工事及ビ設備並ニ工作物其他ノ設備ノ維持管理ニ関スル事務ヲ掌ル
會計掛ニ於テハ予算決算金錢及ビ物品ノ出納ニ関スル事務ヲ掌ル
庶務掛ニ於テハ文書ノ調製往復及ビ其他ニ屬セザル事務ヲ掌ル
- 第拾八條 組合長ハ予算ノ範圍内ニ於テ技術員書記其他ノ事務員ヲ使用スル事ヲ得前項技術員ノ任免ハ評議員会ニ諮詢スベシ
- 第拾九條 工事ハ直営トス 但シ評議員ノ議決ヲ經テ請負ニ付スル事ヲ得
- 第貳拾條 工事ノ請負又ハ物品ノ購入ハ競争入札ノ方法ニ依ルベシ
但シ評議員会ノ議決ヲ經タル時ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得
- 第貳拾壹條 金錢ハ組合会ニ於テ定メタル銀行ニ預ケ入ル、モノトス
- 第二十二條 耕地整理法第八條第二十七條ニ依ル補償金ノ額ハ被害者ヨリ見積書ヲ提出セシメ評議員会ノ議決ヲ經テ組合長之ヲ定ム
- 第二十三條 工事施行中道路堤塘溝梁其他ノ工作物ノ敷地トナシタル土地又ハ工事用材料置場ニ充テタル土地ニ對シテ其賃借ヲ見積リ評議員会ノ議決ヲ經テ補償ヲナスモノトス 但シ第二十四條ノ規定ヲ適用スベキ時期ニ至リタル時ハ此限りニ非ズ
- 第二十四條 第二十八條ニ依リ使用スル土地ガ工事済ノ土地ニシテ其ノ收益ガ之ニ對スル土地ノ従前ノ收益ト異ナル場合ニハ其借賃ノ差額ヲ見積リ評議員会ノ議決ヲ經テ補償金ヲ徴収シ又ハ交付ス
- 第貳拾五條 組合費ハ其土地ノ評定価額ヲ標準トシテ之ヲ分賦ス 但シ換地交付後ニ於テハ清算金ヲ徴収セラレタルモノニアリテハ換地ノ評定価額ニヨリ之ヲ減ジ其交付ヲ受ケタルモノニアリテハ之ヲ加ヘタル額ヲ標準トス

但シ揚水機設置ニ関スル費用ハ左ノ方法ニヨリ反別割ニ賦課ス

一、従前ノ二十ヶ用水ニ加盟ノモノニ対シテハ拾分ノ貳

二、廿ヶ用水新加盟申込中ノモノニ対シテ拾分ノ參

三、残部ノ田又ハ畑ニ対シ拾分ノ五

第二十六条 組合費納付ノ期日及ビ場所ハ組合長之ヲ定メ拾日以前ニ組合員ニ通知スベシ

第貳拾七条 耕地整理法第三十条第四項ノ告示前ニ於テハ工事ニ妨ナキ限り組合員其所有地ヲ使用スル事ヲ得

但シ従前ノ地区ニ依リ之ヲ使用スル事能ハザル時ハ組合長ニ相当ナル使用区域ヲ指定スルモノトス

第貳拾八条 換地ヲ交付スルニハ地目面積等位ヲ標準トシ各組合員ニ交付スル換地ハ総面積ハ成ルベク其従前ノ土地ノ面積ニ

比例セシムルモノトス

第貳拾九条 換地交付ニ関シ徴収又ハ交付スベキ清算金額ハ従前ノ土地ノ評定価額ニ費用ノ総額ヲ加ヘタルモノニ対スル換地

ノ評定価額総額ノ比ヲ従前ノ土地ノ評定価額ニ費用負担額ヲ加ヘタル額ニ乗ジタル額ト換地ノ評定価額トノ差額トス

第三十条 従前ノ土地各筆ノ価格ハ工事ノ着工前ニ評議員会ニ諮詢シ組合長之ヲ評定シテ耕地整理法施行規則第五十三条ノ条

件ヲ具備スル組合会ノ議決ヲ経ベシ

換地トシテ交付スベキ土地ノ価格ハ工事完了後遅滞ナク評議員会ニ諮詢シテ組合長之ヲ評定シ耕地整理法第參拾条第一

項第二項ノ規定ニ依ル処分ニ付キ表決ヲナス總會ノ議決ヲ経ベシ

第三十一条 二十ヶ用水及ビ拾六ヶ用水加盟寄附金ハ組合費トシテ反別割ニ徴収ス

但シ従前ノ二十ヶ用水及ビ拾六ヶ用水加盟ノモノハ除ク

(1) 昭和六年四月「中河内郡西六郷村耕地整理組合」は「中河内郡西六郷耕地整理組合」と「村」を抜いた名称に変更し、

また事務所を西六郷村から厩津村に置くことになり、組合規約の一部変更があった。

(2) しかし實際の組合解散は次の理由により、一六年八月末まで延期されたようである。

「当組合は、本年（一六年）注引用者）三月末を以て解散の予定なりし処、大阪練兵場設置の爲め、揚水ポンプ其他の設備工事等目下施行中にて、之に要する一切の費用を師団経理部より補償を受くる關係上、現在の所解散に差支有之候に付ては、府庁の諒解を得て八月末日迄解散を延期することに致候間、右御諒承被成下度（下略）」

五、耕地整理事業の進捗状況

大正三年一月に設立された西六郷村耕地整理組合は、間もなく耕地整理を断行し、同年度内にかなりな地域の整理を行なったようである。以下同組合の工事の進捗状況を述べる。

まず着工の開始時期であるが、従来の報告あるいは後記する記念事業碑文などからすると、大正四年四月一日から整理作業を開始したように述べられている。しかしこのたび調査した三年度の耕地整理組合収支決算書によれば、「土工費全部請負ニ付シタルヲ以テ、決算額欄ニ其金額ヲ総記ス」としているので、工事費の細目支出は明らかにできないが、一九、三〇二円六三銭を記載しているから、三年度にすでに着工していたものとみられる。⁽¹⁾なお三年度の事業報告書がないので、これ以上同年の事業は詳らかにできない。

ついで四年度の事業報告の工事完了または進捗程度の項をみると「工事は殆んで完了し、僅かに道路新設及変更、水路新設及変更の一部工事のみ未成にして全工事に対する百分の七・三二強に過ぎず」とあるから、この文面からすれば、耕地整理計画の九三%強が本年度中に完了したものとみることができるといえる。

五年の報告書は「既設々計の工事ハ全然竣成シタルモ、地区の咽喉部タル揚水機用々水引入水路暗渠ノ構造狭小に失スルヲ以テ、之レヲ明渠ニ変更スルノ可否ニ関シ會議ニ諮リシモ、衆議決スルニ至ラズ」と述べている。ついで六年に入ると「本地区の工事は、大正五年度に於て大部分の工事は完了したるが、左に掲ぐる部分のみ本年度にて仍未完となれり」とあり、次頁第二表に示すように平均未完了（六年度）が一〇%ということになっている。なお、完了した耕地は一四一町七反余という。

ついで八年の報告書は「工事は僅少の一部を余す外、予定の工事は殆んで完了したり」と、九年には「工事は

第2表 大正6年度工事未完了状況

費目	未了箇所	未了歩合に 対する 予算額	未了工事 金額	設計書費 目録 予算額	設計書費 目録 予算に 対する 未了歩 合
		円	円	円	%
水路新設費	排第7号 排第8号	640.058 0.720	153.096	3,514.856	4.4
土地切均工事費		555.290	555.290	9,426.008	5.9
用水引入水路改修費	日本庄井路	1,044.940	208.988	1,044.940	20.0
橋梁其他工作物費		203.968	203.968	1,376.074	14.8
畦畔新設費		63.875	63.875	1,277.500	5.0
合計			1,185.217	16,639.378	10.0

東大阪における耕地整理

第3表 整理施工による地目別面積・地価

	民有地					国有地			合計
	田	畑	溜池	小路	計	道路	小路	計	
大正6年	反 866.611	556.618	3.716	0.211	1,426.726	26.706	11.222	37.928	1,464.724
	円 34,059.02	21,151.11	97.60	7.10	55,314.83 104.70	—	—	—	—
同8年	反 910.025	520.917	3.011	0.416	1,434.826	26.706	11.222	37.928	1,472.824
	—	—	—	—	56,065.43 104.70	—	—	—	—
同13年	反 910.025	520.102	3.216	0.223	1,435.205	26.706	11.222	37.928	1,477.405
	円 39,226.77	16,738.86	97.60	8.30	56,071.53	—	—	—	—

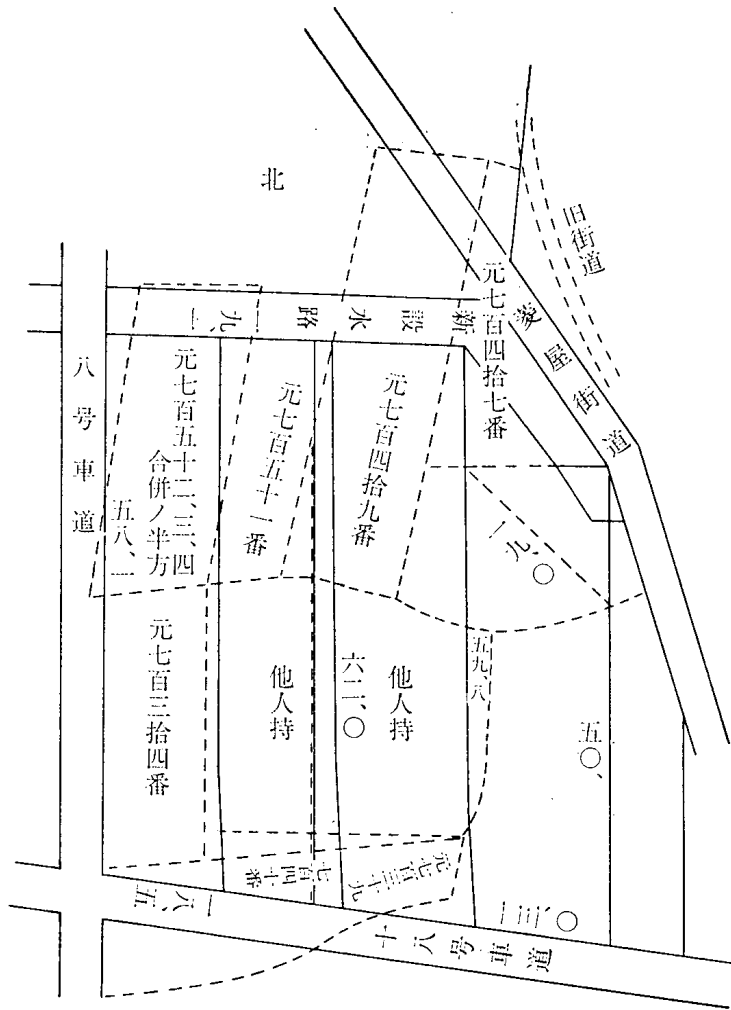
既に大体終了せるも、尚一部設計及地区区域変更を要する箇所ある」と述べている。一〇年には「工事は殆んど完了せり」。一年には「工事は全部終了したり」と。そして「工事終了せる土地の利用状況は従前の畑五十二町歩余と溜池・水路等三反余歩を田に変換し、道水路の貫通開鑿に依り、水利交通の至便に依りて、労力及耕耘等に於て、多大の利益を収めつつあり」と報告している。

次に整理施工による地目別面積をみたものが第三表である。これによると六年にすでに一四六町四反余の工事を終わっている。なお八年には一四七町二反、一三年には一四七町七反の整理を行ない、完了している。

また一三年四月一六日付の朝日新聞は中河内郡の耕地整理完成を次のように報道している。

「府下中河内郡の耕地整理は、大戸村植付

組合整理地区面積三十三町四段工事費五万四千四百九十七円・西六郷組合百四十六町同四十三万二千七百八十二円・楠根村五十四町九段一万二千三百六円・同沿岸組合七百九十七町七段廿万六千七百五十七円・菱江村八十四町一段六万二千五百円・東六郷二十九町一万六千四百十八円・英田村八十一町九段四万千円で、此程全部工事を完了したから、府産業部では二十八日より四日間各組合の事業及会計検査を行ふが、尚ほ此外に布施村



耕地整理事例図

組合では、住宅用の地区整理を行ふべく目下実地踏査中である」
 したがって一二年度中に西六郷村だけでなく、東大阪市内で、かなり耕地整理は完了したものとみることができるとして、西六郷村耕地整理組合は、設立時から事業を開始していたが、大正五年四月調べ「西六郷村耕地整理ニ付き、耕地区改正上所有地変更取調帳」の一部図面を紹介し、耕地整理事例の一端を示すことにする。
 場所は本庄字半地七四七番地から七五三番地である（現在東大阪市本庄に当たるが、すでに整理された当時の面かげは

全くない)。この地に菱屋街道が新設され、さらに水路、八号車道と一八号車道が設けられたことがわかる。従来破線の耕地が、実線のように耕地整理されたのである。

(1) なお工事着手時期は、四年度の報告書の中に次のような記載があるところからしても、三年度中に開始されたものと理解される。

「整理施行地域ノ地目別面積及地価ノ現在総数
前年度ニ同ジ

六、耕地整理工事費

すでに工事の進捗状況で述べたように、工事は大正四年までにほとんど完了しているので、三、四年度の決算報告書から工事費を見ていくことにするが、三年度は完全な決算報告書がないため、粗項目を示すにとどめた。

まず三年であるが、工事費の合計一九、三〇二円六三銭である。この内訳は土木費（全額を請負したので内容を示すことができないが、第四表(Ⅱ)の四年の工事費明細表の項目と大同小異ではなからうか。参照されたい)が、一六、八二八円四六銭、揚水機設置費二、二一四円八六銭、工事丁張費二五九円三一銭となっている。

四年度は合計一三、〇九二円四二銭で、この内訳は、工事費（この明細は第四表(Ⅱ)参照）一一、六六七円七二銭、揚水機一、二〇〇円、工事丁張費二二四円七〇銭となっている。なお第五表の収支決算表で明らかかなように、工事費用の最高額が三年、ついで四年、しかもこの両年において全工事費をほとんど支出している。したがってこの両年間において整理工事はほとんど完了したといえる。また後年維持管理費の支出が多くなるが、この細目は道路修繕費・水路修繕費・その他修理費とあり、このあたりに整理組合の工事終了後の任務があったこと

第4表(I) 大正3年度工事費明細表
(単位円, 厘は切捨)

	金額
土工費計	16,828.46
揚水機設置費計	2,214.86
ポンプ井戸新設費	238.89
揚水機排出口水槽及 付属工事費	84.01
ポンプ及付属品費	272.96
電動機購入及基礎工 試験料等一切	1,080.00
機械小屋建築費	175.00
電線架設費	364.00
工事丁張費	259.31
工事費合計	19,302.63

(注) 土工費全部請負に付したるを以て
決算額欄に其金額を掲記す。

第4表(II) 大正4年度工事費明細表
(単位円, 厘は切捨)

	金額
土工費計	11,667.72
前年土工費支払残額	1,150.00
畦畔新設費	358.60
土地切均費	9,159.19
旧道路廢除工事費	150.33
旧水路埋立工事費	—
道路横断暗渠新設費	74.41
道路新設及変更費	209.08
水路新設及変更費	91.38
土管費	129.93
板石費	—
田区境界杭購入費	198.52
地区外第1号排水幹 線下流護岸工事費	146.26
揚水機費	1,200.00
工事丁張費	224.70
工事費合計	13,092.42

を示している。

ついで五年の土工費は一九三円九二銭と減少し、六年にはこの出費は全くなく、創業費として、六、六七七円四九銭と多額の支出を行なっている。これは二十箇用水組合加入に関する費用すなわち引水費六、四一六円九八銭と雑費(借入利息金)二六〇円五〇銭からなっている。七年の土工費は二、六四七円九三銭で、この内訳は橋梁新設費一二三円一七銭、暗渠を明渠に変更工事費二、二七三円六一銭および用水引入水路改修費二五一円一五銭である。八年の土工費二、三〇六円三五銭、この内訳は地均工事費一、九五〇円〇五銭、戸堰新設費三五六円三〇銭からなっている。九年以降耕地整理の工事費の支出は完全になくなっている。そのためか九年には工事落成式費六九六円六五銭の支出が記載されている。なお大正一三年度の事業報告書によると、本組合の創業以来一

理組合収支決算表

(単位円)

8 年	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年
20,894.58	27,552.41	29,357.72	18,965.68	14,712.71	14,365.78	14,027.56
720.18	10,799.62	2,848.76	1,308.89	602.49	3,174.56	1,821.27
11,793.58	13,244.37	23,734.62	16,118.09	13,275.28	10,715.05	10,916.75
—	—	—	—	—	—	—
318.00	59.00	—	—	—	—	—
8,062.82	62.94	53.37	16.73	105.64	84.70	285.73
—	3,386.48	2,720.97	1,521.97	—	—	—
—	—	—	—	729.30	391.47	1,003.81
20,894.58	27,552.41	29,357.72	18,965.68	14,712.71	14,365.78	14,027.56
—	—	—	—	—	—	—
2,306.35	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
2,213.40	12,264.42	2,995.24	3,548.11	2,242.47	2,404.26	2,683.77
71.70	210.00	162.80	213.60	132.00	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	3,761.42	—	—
1,035.22	2,106.90	1,764.30	2,020.86	—	—	—
1,118.00	1,777.07	2,608.87	1,918.95	821.90	4,619.39	4,893.49
—	—	5,313.57	3,559.67	—	—	—
3,134.32	7,381.12	3,134.32	3,134.32	3,134.32	3,134.32	3,134.32
215.97	267.49	—	3,967.68	1,446.04	2,386.54	2,396.32
—	696.65	—	—	—	—	—
—	—	12,050.15	—	—	—	—
—	—	19.58	—	—	—	148.25
10,799.62	2,848.76	1,308.89	602.49	3,174.56	1,821.27	771.41

東大阪における耕地整理

二年度末に至る間の整理のために要したる総費用として一一八、二六四円三五銭六厘をあげ、このうち工事費四八、四二六円六一銭八厘、その他一切の費用六九、八三七円七三銭八厘と記している。

以上の支出に対して収入はどのようなものであつたであろうか。まず三年の収入は組合債として二四、五〇〇円および雑収入三〇円ばかりである。この組合債の出所は、三年度収支変更決算書によれば「不足額二万二千八拾参円三拾銭六厘、右不足額は組合役員の全部が各自個人として繰替支弁ス」ということになっている。これは組合設立当初の

第5表 西六郷村耕地整

東大阪における耕地整理

区 分	年 度	大正3年	4 年	5 年	6 年	7 年
収 入 合 計		24,530.37	51,355.24	24,537.51	15,418.54	14,835.50
繰 越 金		—	2,416.70	3,146.21	1,842.15	1,301.55
組 合 費		—	10,091.50	9,750.65	7,030.38	13,383.95
組 合 債		24,500.00	34,600.00	10,000.00	6,500.00	—
補 助 金		—	4,235.00	1,514.00	—	—
雑 収 入 料		30.37	12.04	126.65	46.01	150.00
繰 越 石 賃		—	—	—	—	—
補 償 費		—	—	—	—	—
支 出 合 計		24,530.37	51,355.24	24,537.51	15,418.54	14,835.50
創 業 費		—	—	1,191.81	6,677.49	—
土 工 費		16,828.46	11,667.72	193.92	—	2,647.93
揚 水 機 設 置 費		2,214.86	1,200.00	—	—	—
工 事 丁 張 費		259.31	224.70	—	—	—
事 務 所 費		2,326.45	2,001.56	1,795.85	2,184.69	1,808.28
会 議 費		—	—	3.25	8.25	4.40
賠 償 費		2.00	4,523.24	340.95	66.91	285.56
用 水 費		—	—	—	—	—
原 動 力 運 転 費		482.59	767.52	894.83	1,226.17	1,069.82
維 持 管 理 費		—	585.43	442.44	721.66	885.01
一 時 借 入 金 償 還 費		—	27,126.50	—	—	—
組 合 債 費		—	112.36	17,832.31	3,231.82	7,414.32
補 償 費		—	—	—	—	—
工 事 落 成 式 費		—	—	—	—	—
繰 越 石 料 出 金		—	—	—	—	—
雑 支 出 金		—	—	—	—	—
繰 越 金		2,416.70	3,146.21	1,842.15	1,301.55	720.18

財政難を示したものであろう。
 四年は組合員の所有反別に課せられる組合費一〇、〇九一円余、組合債、大阪府からの補助金四、二三五円（算定基準は工事費二一、一七五円に対する一〇の二）および繰越金からなっている。五、六年も大体同様な収入であるが、七年からはほとんど組合費のみの収入になっている（第五表参照）。

(1) 五年の創業費はいわゆる本組合創立に関する費用からなり、六年のそれとは支出内容は異なる。五年の創業費用別金額を示したものが次頁の第六表である。

第6表 大正5年創業費支出別金額(単位円)

項 目	金 額
雇 書 記 給	313.50
雇 人 給	175.85
旅 費	143.24
備 品 費	3.08
消 耗 品 費	83.63
事 務 所 借 入 費	5.00
雑 費	76.26
測 量 費	361.25
鴻池領通水料	30.00
計	1,191.81

次に耕地整理を行なったため、どの程度経済的効果が現われたかを、整理前と整理後とを比較してみることにしたい。

(一) 土地利用の比較

当地は整理前は早魃地のため早害を被ることが多く、例えば全地区田の夏作八六町歩中七一町歩は、井戸水により灌漑を行なっていたため、その労働力は実に多くを要した。整理後は、揚水機設置および水路新設、区画の整理により、自然灌漑ができるようになり、早害の患はなくなり、五年の報告書は「殊ニ本年ノ如キ稀有の早天ニ際シテハ、隣接地一帯用水欠乏シ早害夥シカリシモ、独り当組合地区ニ在テハ更ニ其虞ナク」と述べ、かつ「一般農夫ハ除草後全ク副業ニ従事セリ」というから、耕作労働力の削減による利益は少なくなかったのである(第七表の整理前後の稲作における反当たり労働力がそれを示す)。また整理のため稲の作付面積が五四・六町歩増大し、かつまた反当たり一斗八升の増収を含めて、総収量一、七四一石余の増加を、また麦作も作付面積の増大により、整理前の約二倍収量をあげることになった(第七表参照)。

(二) 反当たりの労働力比較

整理前後における耕作上に要する反当たりの労働力の比較を示し、その利益を計算したものが第八表である。この表の冬作の部からいえることは、労働力の総額において整理後の方が多額を要しているが、これは整理前よりも作付の面積が多いからである。しかし整理後は田における反当たりの耕作費用が、一人役だけ減少している。

第7表 耕地整理前後の土地利用比較（昭和元年）

区	分	作物種類	作付反別	一反収量	総収量	反当労力	肥料等費用
整理前	田・夏作	稲作	86.7町	2.66石	2,287.8石	39人	15円
	田・冬作	裸麦	64.1	2.00石	1,282.0石	19	9
	畑・夏作	綿花・陸稻	56.2	52.30円	29,393円	28	21
	畑・冬作	甘麦・空豆	55.7	2.00石	1,114石	18	9
整理後	田・夏作	稲作	141.3町	2.85石	4,029.3石	19	15
	田・冬作	裸麦	126.3	2.00石	2,526.0石	18	9

第8表 耕地整理前後の耕作に必要な労働力比較表(大正14年)

夏作の部

	地目	水車一台掛	同二台掛	井戸水による田	畑	計
整理前	面積反	70.000	84.000	715.614	562.000	1431.614
	反当費用円	28人半 57.00	37人 74.00	40人半 81.00	平均 59.50	
	総額円	3,990.00	6,216.00	57,967.32	33,439.00	101,612.32
整理後	地目		田		畑	
	面積反		1413.604		0.204	1413.808
	反当費用円		19人 38.00		18人 36.00	
	維持管理費用円		反当3.50			
	総額円		58,664.90		8.47	58,673.36
差引	利益円					42,938.96

冬作の部

	地目	田	畑	計
整理前	面積反	641.400	556.813	1198.213
	反当費用円	19人 38.00	18人 36.00	
	総額円	24,373.20	20,046.35	44,419.55
整理後	面積反	1398.000	0.204	1398.204
	反当費用円	18人 36.00	18人 36.00	
	総額円	50,328.00	7.68	50,335.68
差引	利益円	反当2.00		

ということとは耕地整理の結果反当たり一人役の利益をもたらしたことになる。したがって当時の労働賃金一人役二円として、整理後の冬作面積一三九町八反歩にこの利益を乗ずれば、二、七九六円となる（もっとも畑の方は反当たり費用は同一であるから、ここでは問題にならない）。これに夏作の部からの利益四二、九三八円九六銭を加えれば、年額四五、七三四円九六銭となり、耕地整理の結果、耕作労働の不必要から、これだけの利益が生じたことを物語っていることになる。

の比較表（昭和3年）

国 有 地			合 計
道 路	水 路	計	
26.706	11.222	37.928	1475.128
—	—	—	56,051.76
—	—	—	2,667
61.103	52.519	113.622	1527.500
—	—	—	57,050.80
—	—	—	1,004
34.327	41.227	75.624	52.302
—	—	—	999.04
—	—	—	△1,663

(三) 確定面積及び筆数の比較

まず整理前後の民有地面積をみれば（第九表参照）、整理前に比較して整理後は二町三反三畝二二歩の減少である。それに対し国有地面積（道路・水路）は整理前の三町七反九畝二八歩に対して、整理後は一一町三反六畝二二歩であるから、七町五反六畝二四歩の増加を示している。このうち民有地の減少面積二町三反三畝二二歩を差し引けば、総面積においては、五町二反三畝余の増加である。

なお国有地の増加は、前述した大越氏の説を裏付けるものであり、昭和四年度の事業報告書には、民有地中、田六畝二四歩は府道改修のため、内務省へ買収され、国有地に算入されたとあり、道路の改修はさらに行なわれたことを示している。

第9表 耕地整理前後の確定面積・地価及び筆数

区分			民有地			
			田	畑	雑種地	計
整理前	面地筆	積反	913.204	520.417	3.509	1437.200
		価円	39,311.33	16,740.43	—	56,051.76
		数	1,896	756	15	2,667
整理後	面地筆	積反	1413.604	0.204	—	1413.808
		価円	57,044.74	606	—	57,050.80
		数	1,003	1	—	1,004
比較増減(△)	面地筆	積反	500.400	△520.213	△3.509	△23.322
		価円	17,733.41	△16,734.37	—	999.04
		数	△893	△755	△15	△1,663
備考					溜池及び水路用悪	

東大阪における耕地整理

次に筆数であるが、整理前のそれは、二、六六七筆であるので、一筆当たりの平均面積は五畝一歩強であるのに対し、整理後は一、〇〇四筆となり、一筆当たり一反四畝二歩となった。したがって総筆数は減少したが、一筆当たりの面積は二倍以上になり、一区画ごとの面積が多くなったことを示している。生産組織は小経営から大経営へと、より集約的農業が実現したのである。このようなところにも反当たりの必要労働力の減少の理由が存するのである。

なお工事完了後における土地の利用状況として、昭和三年度の事業報告書には「全地区悉く良田として事業本来の目的たる農業上の土地の利用を増進して間然する所なし」と記している。

八、あとがき

以上耕地整理事業について、西六郷村耕地整理組合の収支決算書及び事業報告書から述べた。このことは施工者側の立場からの耕地整理であり、地主側のものであったのである。ところが耕地整理の結果は、農業及び農民に大きな利益と

深い影響を与え、その利益と影響は複雑におのおのがからみあって展開し、地主と小作人に分配される。小作料徴収者としての地主が耕地整理に最も期待してそれを行なうのは、小作料の絶対的・相対的な引き上げであり、その結果小作料が絶対的に引き上げられた事例は多い⁽¹⁾。また「これらの組合（耕地整理組合＝注引用者）の担い手は地主であった。その目的が小作料のつりあげにあった⁽²⁾」ともいわれているところからすれば、小作人にとって耕地整理は、実際はより重荷を担う結果を招いたことになり、したがって当然地主側ばかり見ていた本稿は、小作人側からの一面をもみなくては片手おちということになる。

さらに耕地整理は「土地商品化への志向であった。而して耕地整理面積が増加していくことは、それだけ土地商品化せしめられたことに外ならなかった⁽³⁾」ともいわれている。これについて第九表の確定面積・地価及び筆数の比較表からいうと、耕地整理の結果、地目が変更され、畑地五二町が田地として利用されることとなった。民有地の面積は減少したが、従来の田地九一町余は一四一町余になり、しかも裏作も可能になり、耕地面積は増大した。このことは「集約化の一形態たる多角経営は輪作として反当生産価額を高めていること、商業的農業が進展していることは更に耕地価格を高める。これらの諸要因は土地商品化を異常に助長するものであった⁽⁴⁾」とも対応する。これを裏付けるように第九表に反当たり整理前畑地の地価三二円一七銭は、整理後の田地四〇円三五銭となり、八円一八銭の値上げを示している。五二町の畑地が田地になれば、四二、五〇〇円余の地価の値上り、それは地主側の利益となる。しかし整理前の田地の反当たり価格は四三円〇五銭であるので田地だけを比較するとむしろ地価は三円ばかり下がっている。もっとも全体としては上がっている。

すでに述べたように本稿は、耕地整理組合側の史料によるものであり、ここでは一応小作人側についても耕地整理に重大な関係があることを指摘しておく程度にとどめておきたい⁽⁵⁾。

最後に現在本市本庄六郷神社境内に昭和一〇年一〇月建設された高さ一・八メートル、幅一・二三メートル、閃緑岩の西六郷耕地整理記念碑の全文を紹介する。⁽⁶⁾

夫西六郷之地雖介在澱倭兩江之間固無可称水源者也独本庄之部落加乎二十箇普通水利組合以得其灌溉之利而他者鑿井給水已懼天旱而稻枯人渴於此大正元年夏有志者胥議以欲加全耕地於二十箇普通水利並十六箇普通水利各組合以断行耕地整理稟之大阪府々亦贊之同三年十一月二十七日得耕地整理組合設立之認可而翌年四月朔起工本庄中野横枕三邑以白田五十二町余陂池三反三畝余為水田合得百四十三町七反余之耕地焉乃設揚水機騰灌水通阡陌開水路便灌溉排水而区劃土地平曠高低改良土質以利耕作於此乎歲雖大旱絕無其患人安土而樂業矣適及陸軍飛行場設置之議起組合役員斡旋尽力組合員亦贊之割此地充分之今也地形變改存旧態者鮮矣乃鄉民欽先人之德相謀建碑錄以伝之於後昆云爾 安井大阪府知事題字成田松坡撰文

- (1) 農業發達史調査會編「日本農業發達史」第六卷一五九頁。
- (2) 同右、一六〇頁。
- (3) 大阪府農地部農地課編「大阪府農地改革史」二三五頁。
- (4) 同右、二三二頁。
- (5) 目下のところ当地方について耕地整理に関する小作側の資料はない。
- (6) 東大阪市史編纂委員會編「東大阪市の石碑」(東大阪市史資料第二集) 一六頁。

附記 成稿に際して貴重な史料の利用を許された岩崎・藤戸両家および楠根川沿岸土地改良区前田正次氏に厚く御礼を申し上げます。